

令和3年度住民税非課税世帯への 臨時特別給付金

申請期限は5月31日(火)(消印有効)です

☎三鷹市臨時特別給付金コールセンター
☎0422-29-9617(平日午前9時～午後5時)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付しています。

申請が済んでいない方は確認書に必要事項を記入し、お早めにご提出ください。申請から給付までは3週間程度かかります。

◆対象世帯

基準日(3年12月10日)現在で三鷹市に住民登録があり、世帯全員の3年度住民税が非課税である世帯。

対象と思われる世帯の世帯主には、確認書を送付しています。

※世帯の全員が、住民税が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合は対象外です。

※確認書が届いていない方でも、下記の理由などにより給付金を受給できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

- 基準日以前の課税対象者の死亡や行方不明により、その方を除いた世帯員全員が3年度住民税均等割非課税の世帯
- 基準日以前に配偶者と離婚し、本人が属する世帯員全員が3年度住民税均等割非課税の世帯(元配偶者による扶養の有無は問いません)
- 基準日時点で日本国内で生活していたが、いずれの市区町村にも住民登録が無く、基準日の翌日以降に三鷹市に新たに住民登録をした方
- 基準日以降の修正申告などにより3年度住民税が均等割非課税になった場合

家計急変世帯へも給付しています 申請期限：9月30日(金)

給付金の受給には申請が必要です。申請書は、市ホームページ(右記二次元コード)からダウンロードできます。



◆対象世帯

申請時点で三鷹市に住民登録があり、同感染症の影響を受けて3年1月以降の家計が急変し、世帯員それぞれの3年1月～4年9月の任意の1カ月の収入または所得を12倍し、合計した金額が住民税非課税相当になる世帯(下表参照)。

| 家族構成例 | 非課税相当限度額 | |
|----------------------|----------|--------|
| | 収入額ベース | 所得額ベース |
| 単身または扶養親族がいない世帯 | 100万円 | 45万円 |
| 配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している | 156万円 | 101万円 |
| 配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している | 205万7千円 | 136万円 |
| 配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している | 255万7千円 | 171万円 |
| 配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している | 305万7千円 | 206万円 |
| 障がい者、寡婦、ひとり親、未成年 | 204万3千円 | 135万円 |

※同感染症の影響によらない減収や住民税非課税世帯への臨時特別給付金(上記)を受給した方は対象外です。

同給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

止水板や雨水浸透ますを設置して、 大雨に備えませんか

☎水再生課(市役所5階57番窓口)☎0422-29-9749へ

設置条件など、詳しくは同課へお問い合わせください。

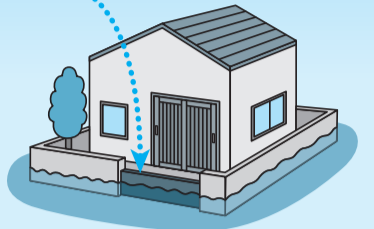
止水板

建物の出入り口に設置することで、家屋への浸水被害を軽減するための設備です。手軽に取り付けることができ、突発的な集中豪雨の際に被害の軽減が期待できます。

市では、市内の住宅への止水板設置工事費などの費用の一部を助成しています(工事費用の2分の1。上限50万円)。

☎1年以上三鷹市に住民登録があり、住民税の滞納がない方

止水板



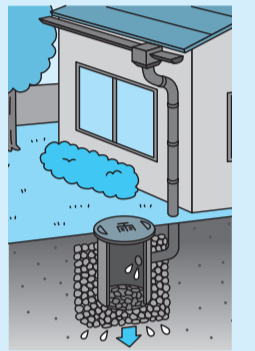
雨水浸透ます

建物の屋根に降った雨水を、地下に浸透させるための設備です。集中豪雨時には、下水道管に流れ込む雨水が減ることで浸水被害の軽減が期待できます。また、地下水が豊富になり、井の頭池や野川沿いの湧水の増加にもつながります。

個人住宅や個人所有の共同住宅などに設置する場合、工事は通常1日で完了し、設置費用は市が負担します(設置後の維持管理は個人で行ってください)。

※築1年以内の新築住宅、三鷹市まちづくり条例の対象となった建物(開発により建てられた住宅など)、事業所、傾斜地など、設置に適さない場所にある家屋は、設置対象になりません。

※雨水をためて使うことはできません。ふたは密閉式で、庭の排水溝としては使用できません。



毎月 第2水曜日 開催 しごとの 相談窓口

☎生活経済課☎0422-29-9615

市では、ハローワーク三鷹やわくわくサポート三鷹の職員による就職・キャリアなどの相談会を開催しています。

奇数月は、社会保険労務士が健康保険・年金・労務などの相談にも応じますので、求職中の方だけでなく、仕事をしている方や事業者の皆さんも、ぜひご利用ください。

◆社会保険労務士への相談例

- いくらまで稼いだら夫の扶養から外れるのか
- 将来もらえる年金額は?

※求人紹介、職業あっせんは行っていません。

今月の開催日程

- ☎ 5月11日(水)午前10時～正午 物 雇用保険受給者は雇用保険受給資格者証、内職相談希望者は身分証明書(内職相談は市民のみ)
- ☎ 10人 申 5月11日午前9時までに同課☎0422-29-9615へ(先着制)
- ☎ 三鷹産業プラザ

経済的に
苦しい

生活に
困っている

そんなときは生活・就労支援窓口にご相談ください

☎同窓口☎0422-24-6083



経済的な理由などで不安や心配を抱えている方の相談に専門の相談員がお応えし、関係機関と連携しながら状況の改善を支援します。一人で悩まず、まずは気軽にご連絡ください。

☎ 平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

☎ 市役所2階

※生活保護を受給している方は対象になりません。

こんな相談に応じます

- 収入がなくなり生活が不安だ
- 収入より支出が多い
- 家賃が払えず家を出なければならぬ
- ずっと働いていないので就職が不安だ
- 引きこもりやニートで悩んでいる など

相談支援の流れ

- 1 相談員がお話を伺い、課題を整理します
- 2 必要に応じて、課題解決のためのプラン(個別支援計画)を作成します
- 3 生活の安定に向けて、関係機関と連携しながら、必要な支援サービスを提供します

支援の例

- **すぐに仕事に就くことが可能な場合 → ハローワークなどとの連携**
ハローワーク三鷹などと連携しながら、就職活動を支援します。
- **就職するために住居の確保が必要な場合 → 住居確保給付金の支給**
離職などで住居を失った方、または失う恐れの高い方に、原則3カ月間家賃相当額を支給し、就労を支援します(収入や資産要件のほか、就職活動をするなどが条件です)。
- **仕事に就くために生活改善などのサポートが必要な場合 → 就労準備支援**
すぐに就労することが難しい方に、期間を定めたプログラムに沿って一般就労のための基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。
- **家計の立て直しが必要な場合 → 家計改善支援**
早期の生活再生のために、家計状況の「見える化」を図り、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。
- **子どもの学習・進学支援が必要な場合 → 子どもの学習等支援**
不登校や引きこもりなどの課題を抱える子ども・若者に、関連機関と連携した働きかけや学習支援などを行います(就学援助相当の世帯が対象)。